

プレミアム付商品券購入引換券の申請はお済みですか？

対象となる方にプレミアム付商品券を販売しております。

○商品券購入対象者

①住民税非課税者

基準日(平成31年1月1日)に神戸町に住民票があり、平成31年度の住民税が課税されていない方
※平成31年度の住民税が課税されている方に扶養されている方や、生活保護を受けている方は対象とはなりません。

②子育て世帯

神戸町に住民票があり、平成28年4月2日～令和元年9月30日に生まれた子が属する世帯の世帯主

①の対象者(住民税非課税者)が、商品券を購入するためには、事前に「プレミアム付商品券購入引換券」の申請が必要です。

※対象となる可能性がある住民税非課税者には8月に申請書を送付しております。

申請期限 11月29日(金)まで(郵送申請の場合は当日消印有効)

※商品券購入引換券の申請手続きを期限までに行わない場合、商品券購入対象者であっても商品券を購入できません。購入をお考えの方は、お早めに申請してください。
※②の対象者(子育て世帯)は、商品券購入引換券の申請は必要ありません。基準日後に商品券購入引換券を順次発送しております。



産業環境課 ☎27-0178

神戸町消防団だより



神戸町の防災のために日々、活動している消防団員の紹介をします。
消防団は4つの分団で編成されており、今回は第3分団の紹介をします。

①分団長(選出区・団歴・ひとこと)

②管内地区 ③分団紹介

④町民の皆様へメッセージ

①分団長:馬淵達(斉田区選出、7年目)

神戸町出身ではないのですが、この町が大好きです！大変なこともあります、少しでもお役に立てればと活動をしています。私たちが消防団活動ができるのは、ひとえに家族の理解や支えがあってこそだと思います。この場をおかりしまして『ありがとう』を伝えたいと思います。

②下宮区、新屋敷区、瀬古区、落合区、付寄区、斉田区、柳瀬区、新瀬古区

③第三分団は自分の家族、隣近所、そして区を守るように訓練を重ねています。退団後も、災害時や行事などで活躍できる人材になることが目標です。また、どんとこい祭りや出初式では、階梯操法を披露しています。第三分団だけが引き継ぐこの階梯操法を、後世まで絶やすことなく継承していきます。

④仕事や家庭などの事情がある中、消防団全団員が協力し、神戸町を守れるよう、必死になって活動しています。ご近所に団員がいましたら一言でもかまいません、叱咤激励の言葉をかけていただければ、全団員の力になります。消防団は皆様に頼られる存在になれるよう、日々精進いたしますので、よろしく願いいたします。



▲第3分団の皆さん



▲訓練風景(階梯操法)